

国立大学法人大阪大学の役職員の報酬・給与等について(平成19年10月～平成20年3月)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、その者の業務実績に応じて行っている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし
理事	改定なし
理事(非常勤)	該当者なし
監事	改定なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 11,513	千円 7,266	千円 3,377	千円 870 (地域手当)	8月26日		
理事A	千円 8,987	千円 5,418	千円 2,537	千円 675 (地域手当) 57 (通勤手当) 300 (特別赴任手当)	8月26日	3月31日	◇
理事B	千円 8,987	千円 5,532	千円 2,699	千円 660 (地域手当) 96 (通勤手当)	8月26日		
理事C	千円 9,031	千円 5,532	千円 2,827	千円 660 (地域手当) 12 (通勤手当)	8月26日		
理事D	千円 9,097	千円 5,532	千円 2,827	千円 660 (地域手当) 78 (通勤手当)	8月26日		
理事E	千円 8,818	千円 5,532	千円 2,570	千円 660 (地域手当) 56 (通勤手当)	8月26日		

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
理事F	9,398	5,532	2,956	660 (地域手当) 250 (通勤手当)	8月26日		
理事G	8,962	5,532	2,699	660 (地域手当) 71 (通勤手当)	8月26日		
理事H	8,717	5,490	2,570	655 (地域手当) 2 (通勤手当)	10月2日		
監事A	7,144	4,368	2,131	522 (地域手当) 123 (通勤手当)		3月31日	
監事B (非常勤)	370	370				3月31日	

- 注1: 本学は平成19年10月1日に国立大学法人大阪外国語大学と統合したため、平成19年10月分から平成20年3月分までの報酬等について記載した。
- 注2: 「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。
- 注3: 「特別赴任手当」とは、本学が遠隔地に居住する者を役員として任命した場合において、やむを得ず家族と別居せざるを得ないときに支給されているものである。
- 注4: 「前職」欄の「◇」は、役員出向者（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職をし、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者）であることを示す。

### 3 役員退職手当の支給状況（平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	千円	年	月	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	5,740	3	6	H19.9.30	1.1	旧国立大学法人大阪外国語大学の役員としての在職期間の職務実績について、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して決定した。	

- 注1: 本学は平成19年10月1日に国立大学法人大阪外国語大学と統合したが、同大学の解散に伴う退職手当については、支給日においてその法人が存在しないため、承継法人である本学が前述のとおり支給したものである。また、参考情報として大阪外国語大学の役職員の給与水準の公表においても、重ねて額を記載した。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

人件費の予算配分においては大学と部局の責任と権限を定め、管理運営における総長のリーダーシップを明確にすると共に、効率化などに対応する財政の健全性を担保する方策を策定し、それに基づき適正な人件費管理を行うものとする。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員等の給与改定状況及び法人の業務実績、財務状況等を考慮しつつ、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

個人の評価(教員については、教育業績、研究業績、社会貢献を判断して行うものとし、教員以外については、平成18年11月に導入した新勤務評価制度により行うものとする)を給与に反映させるため、賞与(業績手当)、昇給等の制度を積極的に活用している。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与(業績手当)	成績率に8つのランクを設け業績を反映させている。
昇給	勤務成績に応じて昇給させることができる給与制度を整備し、勤務成績が「極めて良好」である場合、管理職層の10%、中間・初任層の5%に適用し、「特に良好」である場合、管理職層の30%、中間層の20%、初任層の15%に適用している。
特別の昇給	教員については、評価の高い賞を受賞した者など教育研究に関する能力が優れている場合、特別に昇給させることができる給与制度を整備し、在職者の4%に適用している。
教育・研究功績賞	教育研究上の功績が特に顕著である教員を顕彰するため一時金(10万円)を支給している。

## ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

### 1. 平成18年、平成19年人事院勧告に依拠した給与制度の改正

平成19年4月から常勤職員(指定職基本給表適用者及び寄附講座等教職員を除く)の基本給月額について、初任給を中心に若年層に限定して、引き上げる規程改正を行った。(一般職基本給表(一)1級相当は1.1%、2級相当は0.6%、3級相当は0.0%の引き上げ。(3級相当は2級相当の引き上げ部分に対応するところのみ。)中・高齢層は据え置き。)

平成19年度の常勤職員(指定職基本給表適用者及び寄附講座等教職員を除く)の賞与について、0.05ヶ月分引き上げを行った。(12月期の業績手当を0.05ヶ月分引き上げ。)

平成19年4月から常勤職員(指定職基本給表適用者及び寄附講座等教職員を除く)の3人目以降の子等に係る扶養手当の支給月額について、2人目までと同じ額となるよう1,000円の引き上げを行った上で、さらに、子等に係る扶養手当(全体)の支給月額を500円引き上げる規程改正を行った。

平成19年4月から地域手当の支給率を「100分の11」から「100分の12」に引き上げる規程改正を行った。

平成19年4月から管理職手当について、基本給月額に対する定率制から定額化し、Ⅲ種、Ⅳ種、Ⅴ種について支給割合の引き上げを行った。

### 2. 平成19年4月1日の学校教育法改正により新設された助教に対する加給金の支給

助教については、従来の助手に対して一定の条件を満たした者に支給されていた基本給の調整額の支給要件を撤廃し、加給金として基本給表に定め、助教全員に支給することとした。

また、その期ごとに検討する賞与の役職段階別加算についても、加算条件を撤廃した。

### 3. 事務系非常勤職員の給与額改定

平成19年4月から事務系非常勤職員の給与額について、社会情勢及び大学の財務状況等を総合的に勘案して約1%引き上げる規程改正を行った。

### 4. 本学及び平成19年10月1日に統合した国立大学法人大阪外国語大学の給与制度について

本学と大阪外国語大学の給与制度は、主に以下の点で異なる。統合後は基本的に大阪大学の給与制度の適用となるが、改正まで一定期間の経過措置を設けたものについては、項目の右に「※」を記載する。

#### 【給与の種類】

大阪大学	基本給、賞与及び諸手当
(旧)大阪外国語大学	俸給及び諸手当(賞与を諸手当に含む。)

#### 【年俸制】

大阪大学	常勤の寄附講座等教員、特任教職員に対して年俸制を導入。
(旧)大阪外国語大学	当該制度なし。

#### 【実績払いの手当(超過勤務手当等の支給)】

大阪大学	やむを得ない場合には、翌々月に支給することがある旨規定。
(旧)大阪外国語大学	当該規定なし。

#### 【給与の日割り計算】

大阪大学	総日数から所定休日を差し引いた日数を基礎とする。
(旧)大阪外国語大学	総日数から週休日を差し引いた日数を基礎とする。

#### 【表彰制度(教育・研究功績賞)】

大阪大学	教員の表彰に伴う、表彰制度を導入。副賞として一時金を支給。
(旧)大阪外国語大学	当該規定なし。

#### 【降給制度】

大阪大学	勤務成績が不良の場合等に降給することがある。
(旧)大阪外国語大学	当該規定なし。

#### 【期末手当・業績手当・期末特別手当】

大阪大学	基準日前1月以内の退職者は支給対象外。
(旧)大阪外国語大学	基準日前1月以内の退職者も支給対象。

<b>【加給金制度】</b>	
大阪大学	教員の基本給表に加給金制度を設け、大学院担当による基本給の調整額を廃止。(助手は廃止せず、基本給の調整額を支給。)講師以上は調整数2相当額、助教は調整数1相当額を加給金として支給。
(旧)大阪外国語大学	当該制度なし。(大学院担当による俸給の調整額を支給)
<b>【大学院担当による基本給の調整額】※</b>	
大阪大学	助教以上は廃止、助手については一定の条件を満たした場合に支給。
(旧)大阪外国語大学	大学院担当教員に支給。
<b>【大学院担当以外の基本給の調整額】</b>	
大阪大学	職務の複雑さ、困難さ等が同じ職務の級に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員に対して支給。
(旧)大阪外国語大学	当該規定なし。
<b>【医師等調整手当】※</b>	
大阪大学	医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、大学が別に定める職に新たに採用された場合等(教育職基本給表(一)適用者に限る。)に支給。
(旧)大阪外国語大学	同様の手当を初任給調整手当として支給。
<b>【扶養手当】</b>	
大阪大学	扶養していない配偶者がいる場合、扶養親族1人目について500円を加算する規定なし。
(旧)大阪外国語大学	扶養していない配偶者がいる場合、扶養親族1人目について500円を加算。
<b>【地域手当】※</b>	
大阪大学	国家公務員等で大学より地域手当の支給割合が高い地域から人事交流等により採用になった者については、一定期間従前の地域手当の支給額を保障する。
(旧)大阪外国語大学	国家公務員等で大学より地域手当の支給割合が高い地域から採用になった者については、一定期間従前の地域手当の支給額を保障する。
<b>【通勤手当】※</b>	
大阪大学	勤務場所の異動等に伴い、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤困難となる場合の特別料金の支給について規定なし。
(旧)大阪外国語大学	勤務場所の異動等に伴い、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤困難となる場合に特別料金の一部を支給。
<b>【単身赴任手当】※</b>	
大阪大学	当該規定なし。
(旧)大阪外国語大学	勤務場所を異にする異動等によりやむを得ず家族と別居せざるを得ない場合に支給。
<b>【特別赴任手当】</b>	
大阪大学	当分の間、大学が遠隔地に居住する者を教職員として採用した場合において、同人がやむを得ず家族と別居せざるを得ないときは、3年間を上限として支給。
(旧)大阪外国語大学	当該規定なし。
<b>【単身赴任手当受給者の配偶者に係る住居手当】※</b>	
大阪大学	当該規定なし。
(旧)大阪外国語大学	当該配偶者が居住するために住居を借り受けている場合は支給。

<p><b>【高所作業手当】</b> 大阪大学 (旧)大阪外国語大学</p>	<p>施設部職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で営繕工事の監督に従事した場合に支給。 当該規定なし。</p>
<p><b>【爆発物取扱等作業手当】</b> 大阪大学 (旧)大阪外国語大学</p>	<p>一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員が高压ガスの製造作業等に従事した場合に支給。 当該規定なし。</p>
<p><b>【死体処理手当】</b> 大阪大学 (旧)大阪外国語大学</p>	<p>医学部等に所属する一般職基本給表の適用を受ける教職員が所属部局における死体の処理作業等に従事した場合又は一般職基本給表の適用を受ける教職員が教育研究に必要な死体の搬送作業に従事した場合に支給。 当該規定なし。</p>
<p><b>【放射線取扱手当】</b> 大阪大学 (旧)大阪外国語大学</p>	<p>放射線を扱う業務を行う教職員が月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められた場合に支給。 当該規定なし。</p>
<p><b>【異常圧力内手当】</b> 大阪大学 (旧)大阪外国語大学</p>	<p>高気圧治療室内において高压の下で診療等に従事した場合に支給。 当該規定なし。</p>
<p><b>【夜間看護等手当】</b> 大阪大学 (旧)大阪外国語大学</p>	<p>看護師等が午後10時から翌日午前5時までの間に行われる看護等の業務に従事した場合に支給。 当該規定なし。</p>
<p><b>【夜勤手当】</b> 大阪大学 (旧)大阪外国語大学</p>	<p>深夜に勤務することを命じられた場合に勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給。 当該規定なし。</p>
<p><b>【宿日直手当】</b> 大阪大学 (旧)大阪外国語大学</p>	<p>宿直又は日直を命じられた場合に支給。 当該規定なし。</p>
<p><b>【管理職員特別勤務手当】※</b> 大阪大学 (旧)大阪外国語大学</p>	<p>当該規定なし。 管理職手当の支給を受ける職員又は指定職俸給表の適用を受ける職員が、臨時又は緊急の必要性等により休日に勤務した場合は、手当を支給。</p>
<p><b>【非常勤職員の給与】※</b> 大阪大学 (旧)大阪外国語大学</p>	<p>職務給制度を導入、実績給以外の諸手当を廃止。 経験年数等により給与額を決定。通勤手当を支給。</p>

## 2 職員給与の支給状況

本学は平成19年10月1日に国立大学法人大阪外国語大学と統合したため、平成19年9月30日以前の給与額は平成19年10月給与に基づき推計した推計値であり、平成19年10月1日以降の給与額との合計値を年間給与額としている。

ただし、統合前の大阪大学の職員であり、平成19年4月1日から給与を減ぜられることのなかった職員については、統合前の大阪大学での給与額を統合後の大阪大学の給与額とみなした。

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	3748	44.6	8,074	5,770	139	2,304
事務・技術	929	43.8	6,308	4,588	173	1,720
教育職種 (大学教員)	2168	46.3	9,453	6,696	126	2,757
医療職種 (病院看護師)	434	37.8	5,600	4,078	111	1,522
技能・労務職種	25	52.5	6,086	4,468	236	1,618
教育職種 (歯科技工士養成学校教員)	2	—	—	—	—	—
教育職種 (外国人教師等)	14	48.9	9,407	6,436	120	2,971
教育職種 (外国人招へい教員)	12	45.3	6,393	5,131	98	1,262
医療職種 (病院医療技術職員)	155	41.7	6,172	4,515	202	1,657
指定職種	9	57.6	15,959	11,435	56	4,524

非常勤職員	375	33.7	4,167	3,842	23	325
事務・技術	9	54.1	4,303	3,163	156	1,140
教育職種 (大学教員)	164	36.5	4,756	4,756	0	0
医療職種 (病院医師)	102	32.5	2,889	2,889	0	0
医療職種 (病院看護師)	100	28.5	4,494	3,376	74	1,118

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注3: 常勤職員の医療職種(病院医師)については、該当する職種がないため省略した。

注4: 指定職種とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注5: 常勤職員の教育職種(歯科技工士養成学校教員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	人 236	歳 38.6	千円 6,247	千円 6,247	千円 0	千円 0
事務・技術 (特任職員)	人 29	歳 36.4	千円 4,083	千円 4,083	千円 0	千円 0
教育職種 (寄附講座等教員)	人 179	歳 40.5	千円 7,005	千円 7,005	千円 0	千円 0
医療職種 (特任医療技術職員)	人 28	歳 28.1	千円 3,642	千円 3,642	千円 0	千円 0

注1:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

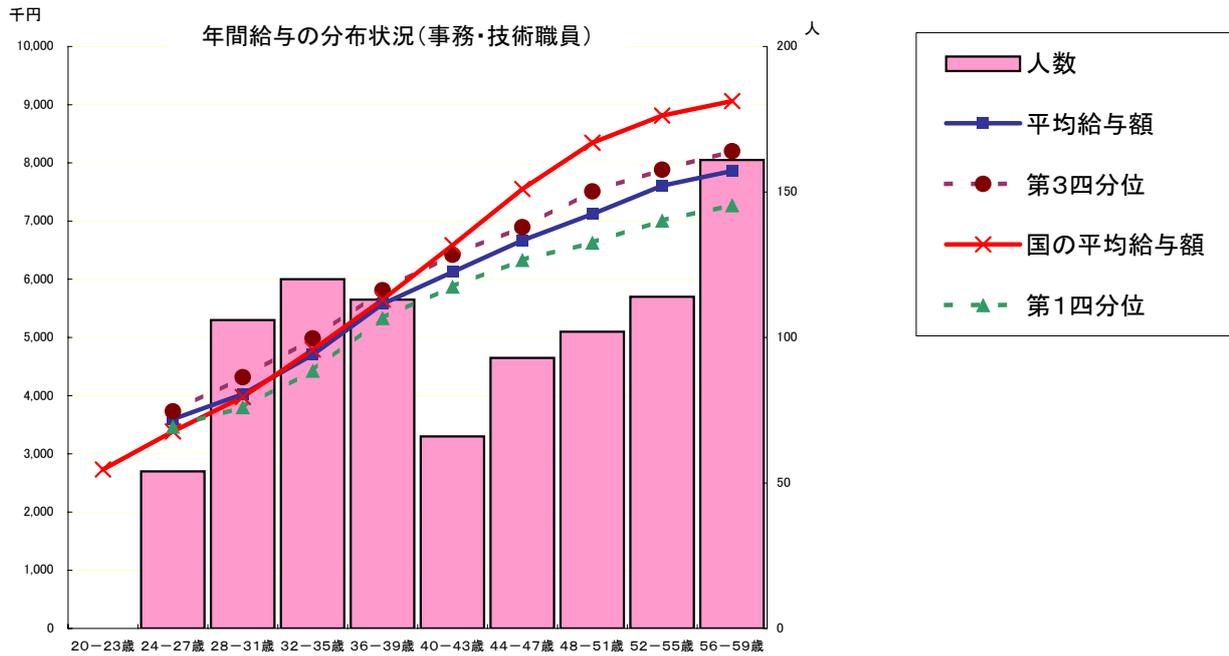
注2:事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)に該当する職種がないため省略した。

注3:事務・技術職種(特任職員)とは、年俸制適用者以外の事務・技術職種と同種の業務であるが給与形態が異なる職種である。

注4:教育職種(寄附講座等教員)とは、年俸制適用者以外の教育職種(大学教員)と同種の業務であるが給与形態が異なる職種である。

注5:年俸制適用者については、本学では常勤職員として取り扱っている。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))  
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

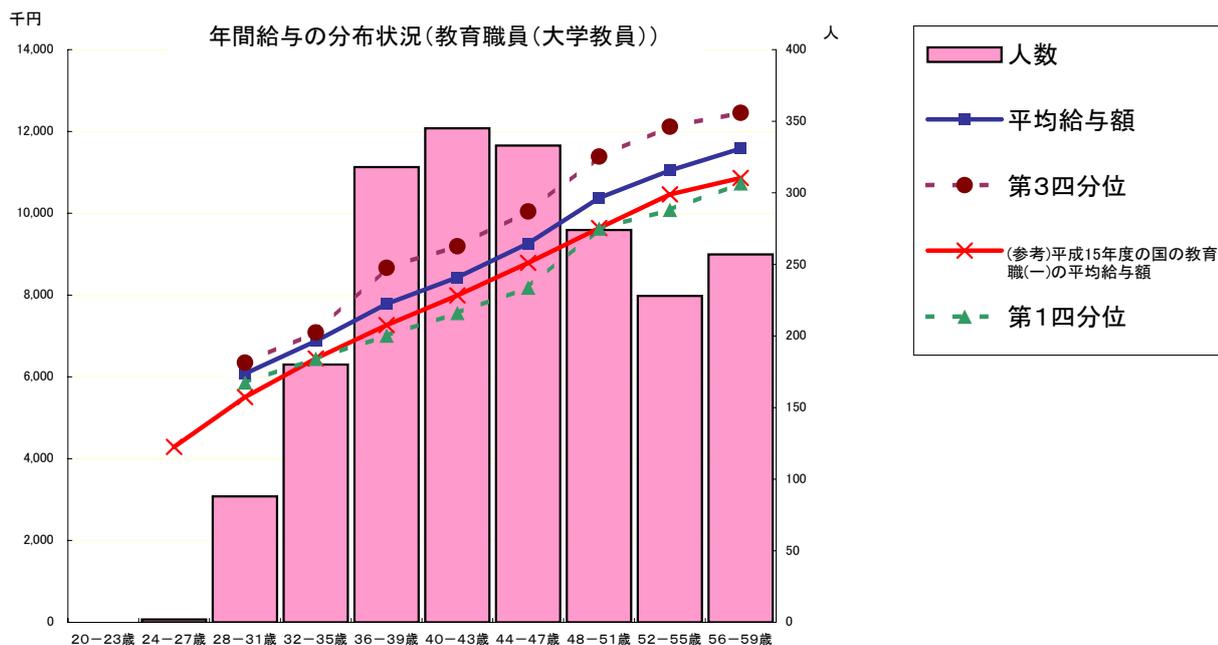


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	12	56.4	9,572	10,379	10,926
課長	54	55.0	8,273	8,882	9,318
課長補佐	80	53.6	7,185	7,558	7,883
係長	346	49.1	6,306	6,811	7,394
主任	219	41.2	5,034	5,659	6,367
係員	218	31.0	3,625	4,105	4,456

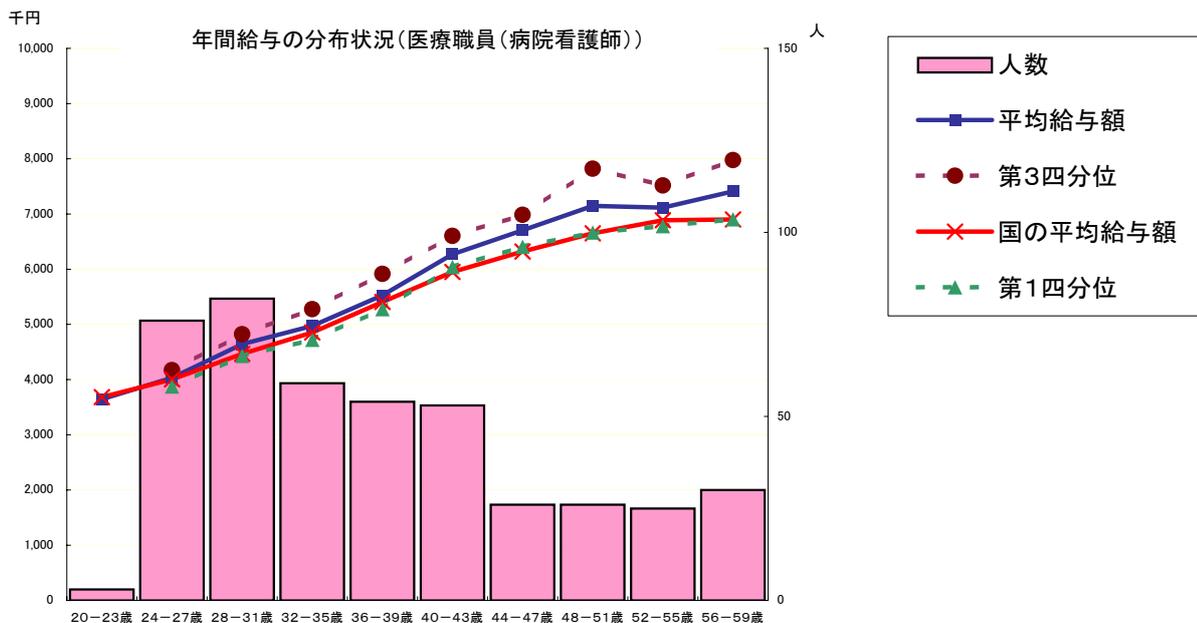
注:「分布状況を示すグループ」欄の各職位の相当職については、「部長」には「監査室長」及び「次長」を含み、「課長」には「室長」及び「事務長」を含み、「課長補佐」には「室長補佐」、「事務長補佐」、「専門員」、「主任専門職員」を含み、「係長」には「専門職員」を含む。  
 また、「係員」とは「事務職員」、「技術職員」、「図書職員」を示す。



注:教育職員(大学教員)について、年齢24~27歳の該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	749	54.1	10,757	11,551	12,313		
准教授	656	44.7	8,609	9,136	9,794		
講師	127	43.7	7,867	8,492	9,255		
助教	613	39.2	6,543	7,084	7,634		
助手	14	46.4	6,577	6,915	7,324		
教務職員	9	47.9	6,164	6,413	6,412		



注: 医療職員(病院看護師)について、年齢20～23歳の該当者が3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額の第1・第3分位については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	2		—		—
副看護部長	5	52.7	7,932	7,897	8,054
看護師長	47	50.0	6,973	7,435	7,819
副看護師長	74	40.2	5,441	6,015	6,582
看護師	300	34.6	4,185	4,985	5,481
准看護師	6	55.2	5,482	5,990	6,172

注1: 看護部長の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載しない。

注2: 「看護師」には看護師相当職である「助産師」を含む。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職位		事務職員 技術職員 図書職員	主任 事務職員 技術職員 図書職員	係長 専門職員 技術専門職員 主任 図書職員	課長補佐 専門員 主任専門職員 技術専門員 係長 専門職員 技術専門職員	課長 事務長 室長 課長補佐 専門員 主任専門職員 技術専門員	部長(部長相 当職を含む) 課長 事務長 室長 技術専門員	部長(部長相 当職を含む)	部長(部長相 当職を含む)
人員 (割合)	929	78 (8.4%)	190 (20.5%)	415 (44.7%)	161 (17.3%)	52 (5.6%)	24 (2.6%)	8 (0.9%)	1 (0.1%)
年齢 (最高～最低)		48～24	41～27	59～35	59～45	59～39	59～43	59～49	—
所定内給与 年額 (最高～最低)		千円 3,154～2,074	千円 3,834～2,322	千円 5,647～3,242	千円 6,278～3,992	千円 6,902～5,258	千円 7,597～5,444	千円 8,439～6,976	千円 —
年間給与額 (最高～最低)		千円 4,187～2,997	千円 5,190～3,350	千円 7,751～4,738	千円 8,616～6,010	千円 9,393～7,500	千円 10,192～7,923	千円 11,664～9,572	千円 —

区分	9級	10級
標準的な職位	事務局長	別に定める
人員 (割合)	該当なし (—%)	該当なし (—%)
年齢 (最高～最低)		
所定内給与 年額 (最高～最低)	千円	千円
年間給与額 (最高～最低)	千円	千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	2,168	9 (0.4%)	627 (28.9%)	127 (5.9%)	656 (30.3%)	749 (34.5%)
年齢 (最高～最低)		59～33	61～26	62～31	62～32	64～37
所定内給与 年額 (最高～最低)		千円 5,297～4,395	千円 6,404～3,626	千円 7,338～3,758	千円 7,912～4,375	千円 10,032～5,413
年間給与額 (最高～最低)		千円 7,298～6,089	千円 8,710～5,027	千円 10,255～5,519	千円 11,096～6,314	千円 14,349～8,285

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	434	6 (1.4%)	300 (69.1%)	79 (18.2%)	43 (9.9%)	6 (1.4%)	該当なし (—%)	該当なし (—%)
年齢 (最高～最低)		59～48	59～23	59～29	59～41	59～47		
所定内給与 年額 (最高～最低)		千円 4,922～3,950	千円 5,349～2,646	千円 5,632～3,301	千円 6,060～4,313	千円 6,420～5,524	千円	千円
年間給与額 (最高～最低)		千円 6,698～5,456	千円 7,342～3,623	千円 7,975～4,623	千円 8,503～6,187	千円 8,864～7,932	千円	千円

注:事務・技術職員の8級における該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.6%	65.9%	65.3%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.4%	34.1%	34.7%
	最高～最低	43.1～31.6%	42.3～30.4%	42.6～31.2%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.4%	67.3%	66.4%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.6%	32.7%	33.6%
	最高～最低	40.3～24.1%	38.8～23.6%	38.8～26.0%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.3%	64.5%	63.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.7%	35.5%	36.1%
	最高～最低	41.5～29.5%	39.5～30.6%	40.2～30.2%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.9%	66.5%	65.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.1%	33.5%	34.3%
	最高～最低	41.9～29.8%	39.5～29.8%	40.7～30.7%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.6%	65.4%	63.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	39.4%	34.6%	37.0%
	最高～最低	41.9～36.7%	37.1～31.8%	38.2～34.1%
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.9%	66.1%	65.1%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.1%	33.9%	34.9%
	最高～最低	41.9～31.3%	39.5～29.2%	40.7～30.2%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	90.9
対他の国立大学法人等	105.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	106.5
------------	-------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	104.0
対他の国立大学法人等	107.7

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 90.9	
	参考	地域勘案 90.6
		学歴勘案 89.6
		地域・学歴勘案 89.8
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 49.76% (国からの財政支出額 55,608,000,000円、支出予算の総額 111,743,000,000円:平成19年度予算(統合前の本学、大阪外国語大学及び統合後の本学の予算))	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 104.0	
	参考	地域勘案 102.6
		学歴勘案 103.4
		地域・学歴勘案 102.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	地域・学歴勘案が影響していると思われるが、本学の看護師と国家公務員(医療職(三)適用者)間での人員構成及び平均年齢等の違いがあるため単純に比較できない。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 49.76% (国からの財政支出額 55,608,000,000円、支出予算の総額 111,743,000,000円:平成19年度予算(統合前の本学、大阪外国語大学及び統合後の本学の予算))	

○教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標

106.4



#### IV 法人が必要と認める事項

##### II－⑤職員と国家公務員及び他の国立大学法人等の給与水準(年額)の比較指標について

この比較指標については、地域手当が含まれた年額にて算出している。

当該手当の区分は、14.5%支給地域、12%支給地域、11%支給地域、10%支給地域、8.5%支給地域、8%支給地域、7.5%支給地域、6.5%支給地域、6%支給地域、5.5%支給地域、5%支給地域、4.5%支給地域、3%支給地域、2.5%支給地域、2%支給地域及び非支給地域の16区分となっており、本学は12%支給地域(吹田市、箕面市)及び10%支給地域(豊中市、茨木市)に該当しているが、大学の管理運営の必要性から統一的に12%支給地域として取り扱っている。